

京 都 大 学 国 際 高 等 教 育 院 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(教養・共通教育等の実施責任)</p> <p>第2条 教育院は、京都大学（以下「本学」という。）における教養・共通教育を実施するとともに、教養・共通教育全体の企画及び運営を総括する。</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、教育院は、本学における大学院共通・横断教育を実施するとともに、大学院共通・横断教育の企画及び運営を総括する。</u></p> <p>(教養・共通教育等の理念)</p> <p>第3条 前条第1項の教養・共通教育は、各学部を行う学部教育と併せて、個々の学問領域を超えた幅広い分野に共通する基礎的な知識及び方法を教授するとともに、学生が高度な学術文化に触れることを通して豊かな人間性を育むための教育を実施することを目的として、教養教育科目、基礎教育科目、外国語教育科目等を適切に履修することができるよう教育課程を編成して実施する。</p> <p><u>2 前条第2項の大学院共通・横断教育は、各研究科の行う大学院教育に加えて、その専門的知識や能力を活かすうえで有用な能力を涵養することを目的として、科目等を適切に履修することができるよう教育課程を編成して実施する。</u></p> <p>(教育院長)</p> <p>第4条 } (略)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 教育院長は、教育院の業務を掌理するとともに、本学における教養・共通教育及び大学院共通・横断教育の責任者として、その実施並びに企画及び運営について統括する。</p> <p>(中 略)</p> <p><u>(大学院共通・横断教育基盤)</u></p> <p>第21条の2 教育院に、第2条第2項に定める業務を行うため、<u>大学院共通・横断教育協議会及び大学院教育部を置く。</u></p> <p><u>2 前項の大学院共通・横断教育協議会及び大学院教育部で、大学院共通・横断教育基盤（以下「基盤」という。）を構成する。</u></p> <p><u>(大学院共通・横断教育協議会)</u></p> <p>第21条の3 <u>大学院共通・横断教育協議会（以下「基盤協議会」という。）は、各研究科の意向を前提とする大学院共通・横断教育の実施方針及び教育課程の編成方針の策定に関すること等、基盤の重要事項を審議する。</u></p> <p>第21条の4 <u>基盤協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。</u></p> <p>(1) 教育院長</p> <p>(2) 副教育院長</p>	<p>(教養・共通教育の実施責任)</p> <p>第2条 教育院は、京都大学（以下「本学」という。）における教養・共通教育を実施するとともに、教養・共通教育全体の企画及び運営を総括する。</p> <p>(教養・共通教育の理念)</p> <p>第3条 前条の教養・共通教育は、各学部を行う学部教育と併せて、個々の学問領域を超えた幅広い分野に共通する基礎的な知識及び方法を教授するとともに、学生が高度な学術文化に触れることを通して豊かな人間性を育むための教育を実施することを目的として、教養教育科目、基礎教育科目、外国語教育科目等を適切に履修することができるよう教育課程を編成して実施する。</p> <p>(教育院長)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 教育院長は、教育院の業務を掌理するとともに、本学における教養・共通教育の責任者として、その実施並びに企画及び運営について統括する。</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>各研究科長（学部長を兼ねるものに限る。）</u></p> <p>(4) <u>エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究所、総合生存学館及び地球環境学堂の長のうちから1名</u></p> <p>(5) <u>研究所長又はセンター長 1名</u></p> <p>(6) <u>教育部長</u></p> <p>(7) <u>教育院長が必要と認める研究科長 若干名</u></p> <p><u>第21条の5 第8条及び第9条の規定は、基盤協議会について準用する。この場合において、「協議会」、「前条第2号から第6号まで」とあるのはそれぞれ「基盤協議会」、「前条第2号から第7号まで」と読み替える。</u></p> <p><u>（大学院共通・横断教育企画評価専門委員会）</u></p> <p><u>第21条の6 基盤協議会に、大学院共通・横断教育に係る次の各号に掲げる事項を審議し、基盤協議会に提案させるため、大学院共通・横断教育企画評価専門委員会（以下「基盤企画評価専門委員会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) <u>カリキュラム編成に関すること。</u></p> <p>(2) <u>成績基準及び成績評価の方法に関すること。</u></p> <p>(3) <u>実施状況及び教育院の組織、運営等の状況の評価並びにその結果を踏まえた科目、その内容及び配分、教育方法等の改善方策等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>ファカルティ・ディベロップメントに関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他基盤協議会が必要と認めること。</u></p> <p><u>第21条の7 基盤企画評価専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u></p> <p>(1) <u>教育院長及び副教育院長</u></p> <p>(2) <u>大学院教育部長（第21条の11第2項に定めるものをいう。）</u></p> <p>(3) <u>第11条第1項第3号及び第4号の委員のうちから教育院長が必要と認める者 若干名</u></p> <p><u>2 前項第3号の委員は、教育院長が委嘱する。</u></p> <p><u>第21条の8 第9条及び第12条の規定は、基盤企画評価専門委員会について準用する。この場合において、「協議会」、「協議員」、「企画評価専門委員会」とあるのはそれぞれ「基盤企画評価専門委員会」、「委員」、「基盤企画評価専門委員会」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>第21条の9 基盤企画評価専門委員会に、必要に応じて大学院共通・横断教育科目に係る企画、立案及び評価を行うため、専門分野の区分等に応じて部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育院長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>基盤企画評価専門委員会委員</u></p> <p>(2) <u>関係研究科の教員</u></p>	

改 正 前	改 正 後
<p>3 <u>前2項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、基盤企画評価専門委員会が定める。</u></p> <p><u>第21条の10 第15条の規定は、基盤協議会及び基盤企画評価専門委員会について準用する。この場合において、「協議会」、「企画評価専門委員会」とあるのはそれぞれ「基盤協議会」、「基盤企画評価専門委員会」と読み替える。</u></p> <p>2 <u>第21条の3から前項までに定めるもののほか、基盤協議会に関し必要な事項は、基盤協議会が定める。</u> <u>(大学院教育部)</u></p> <p><u>第21条の11 大学院教育部は、大学院共通・横断教育の実施に必要となる教育研究を行う。</u></p> <p>2 <u>前項の大学院教育部に、大学院教育部長を置く。</u></p> <p>3 <u>大学院教育部長は、教育院の専任の教授をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>大学院教育部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。</u></p> <p>5 <u>大学院教育部長は、大学院教育部の業務をつかさどる。</u> <u>(教授会)</u></p> <p><u>第21条の12 大学院教育部に、教授会を置く。</u></p> <p>2 <u>前項に定める教授会に関し必要な事項は、教育院長が定める。</u> <u>(中 略)</u> <u>(雑則)</u></p> <p>第25条 この規程に定めるもののほか、本学の教養・共通教育の実施に関し必要な事項は <u>協議会</u>の、大学院・横断共通教育の実施に関し必要な事項は<u>基盤協議会</u>の議を経て教育院長が定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほか、本学の教養・共通教育の実施に関し必要な事項は、<u>協議会</u>の議を経て教育院長が定める。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。</p>